

監査報告書

令和 7年 5月 26日

学校法人 北海道星槎学園
理 事 会 御中
評 議 員 会 御中

学校法人 北海道星槎学園

監 事 澤田 和宏 

監 事 万字 達 

私たちは、学校法人北海道星槎学園の監事として、私立学校法第37条第3項に基づいて同学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細表）並びに理事の業務執行状況について監査を行いました。

監査の結果、学校法人北海道星槎学園の業務執行は適切であり、財産目録および計算書類は会計帳簿の記載と合致し、適法かつ正確に財産状況を示しているものと認めました。また、理事の業務執行状況に関する不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する事実のないことを確認いたしました。

以上